

# ちゅうさんかん 中山間夢便り

令和2(2020)年12月 第27号  
編集・発行 栃木県農政部農村振興課  
農村・中山間地域担当

## 中山間地域等直接支払制度（第5期対策）に係る特認基準の変更について

本制度では、中山間3法指定地域に加えて、都道府県知事が実態に応じて特認基準を設定し、対象地域を追加することが可能です。

第5期対策では、本制度を有効に活用し、中山間地域の活性化を図るため、表のとおり特認基準を変更しました。これにより、新たに市貝町で本制度の取組みがスタートする予定です。（詳細は、別添資料をご確認ください。）



	変更前	変更後
対象地域	3法指定地域に隣接する市町村内の農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)	①3法指定地域に隣接する旧市町村 ②農林統計上の中山間地域(旧市町村単位)
農地要件	上記の地域のうち、下記の農用地のみを事業の対象とする ・急傾斜(田:1/20以上、畑・草地:15度以上) ・急傾斜と連坦して一団のまとまりを(1ha)を形成する緩傾斜農用地(田:1/100以上、畑・草地:8度以上)	

## 那珂川町が棚田地域振興法に基づく指定棚田地域に指定されました

棚田の保全や棚田地域の振興を目的に昨年度8月に施行された「棚田地域振興法」に基づく、「指定棚田地域」に本県で初めて那珂川町の3地域(旧大山田村、旧大内村、旧馬頭村)が指定されました(令和2年7月10日指定)。

那珂川町では、本年6月に設立された「那珂川町中山間地域活性化協議会」を中心に、中山間地の豊かな自然や棚田の維持、それら資源を活かした交流人口の増大や移住の促進を目的として、「棚田オーナー制度による都市住民との交流」や「農薬散布用ドローンの共同利用」、「棚田米のブランド化」等に取り組む予定です。



旧大内村の棚田

## 中山間地域で行われている取組を紹介します

### 夢大地応援団意見交換会を開催しました！

令和2(2020)年7月17日(金)に宇都宮市のとちぎアグリプラザにて、とちぎ夢大地応援団意見交換会を開催しました。

応援団活動が、地域おこし活動につながった大田原市の「やみぞあずまっぺ協議会」と、水路清掃や草刈りを行っている鹿沼市の「和田用水ホテルの里の会」が活動事例の発表を行いました。

また、新型コロナウイルス感染拡大の中での活動のあり方や、高齢化、過疎化などの課題についての意見交換が行われました。



●実施事業：令和2(2020)年度とちぎ夢大地応援団推進事業

### 中山間地域人材養成講座 農産物販売プロ養成講座を開催しました！

県では、中山間地域の直売所など拠点施設において、魅力発信や販売戦略、プロジェクト企画・立案等ができる人材を養成するために、「農産物販売プロ養成講座」を開講しています。

今年度は、10月6日、10月13日、10月20日、11月17日に開講したところ、11名が参加し、クラウドファンディングの基礎から実践まで学びました。

講座では、チームリーダーがクラウドファンディングのプロジェクトを立ち上げ、実際に資金調達をするなど実践的に取り組みました。



●実施事業：令和2(2020)年度中山間地域人材養成実践講座

### 農村地域のお悩みを解決するために 「相談窓口」を開設しました!!

#### 県内の中山間地域

県では、農村地域の活性化に向けた「お悩み」を解決するために、『相談窓口』を開設しました。

特に、高齢化や人口減少が進んでいる中山間地域を対象に相談を受け付けています。

『相談窓口』は、地域活性化を専門とするNPO法人のホームページに設置しています。

「若者を地域に呼び込みたい!」「伝統文化を継承したい!」などなど、お気軽にご相談ください!

ご不明な点は、県農村振興課までご連絡願います!!

【相談窓口】(50音順)

QRコードを  
チェック!!

**NPO法人宇都宮まちづくり市民工房**  
対象地域：日光市、矢板市、那須塩原市、塩谷町



**NPO法人自然史データバンクアニマnet**  
対象地域：栃木市、佐野市、鹿沼市



**NPO法人トチギ環境未来基地**  
対象地域：大田原市、那須烏山市、茂木町、那須町  
那珂川町



●実施事業：令和2(2020)年度「とちぎの農村」関係人口・創出拡大事業

### 中山間地域の情報発信や調査研究に 取り組んでいます

栃木県中山間地域活性化推進協議会では、中山間地域を有する市町と県が連携し、中山間地域の活性化に向けて情報発信や調査研究の活動を行っています。

今年度は、中山間地域での農産物の消費拡大に向けた、「とちぎの中山間地域の豊かな恵みを届けよう!!」キャンペーンや、県外事例調査をオンラインで実施するなど、コロナ禍でも取り組める企画を新たに検討し、協議会の活動に積極的に取り組んでいます。



●実施事業：令和2(2020)年度中山間地域連携推進事業

今後もみなさんに地域の情報を提供していきます。  
御意見、御感想をお寄せ下さい。  
(連絡先) 〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20  
栃木県農政部農村振興課  
TEL 028-623-2334 FAX 028-623-2337  
Eメール [noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp](mailto:noson-sinko@pref.tochigi.lg.jp)

## 中山間地域等直接支払交付金の対象地域の拡大

栃木県農政部農村振興課

本制度の対象地域は、「法指定地域※（緑色）」と県知事が認める「知事特認地域」です。今回の変更では、下図のオレンジ色の地域を新たに「知事特認地域」として拡大します。

※法指定地域  
 特定農山村法、山村振興法、過疎法  
 で指定された地域

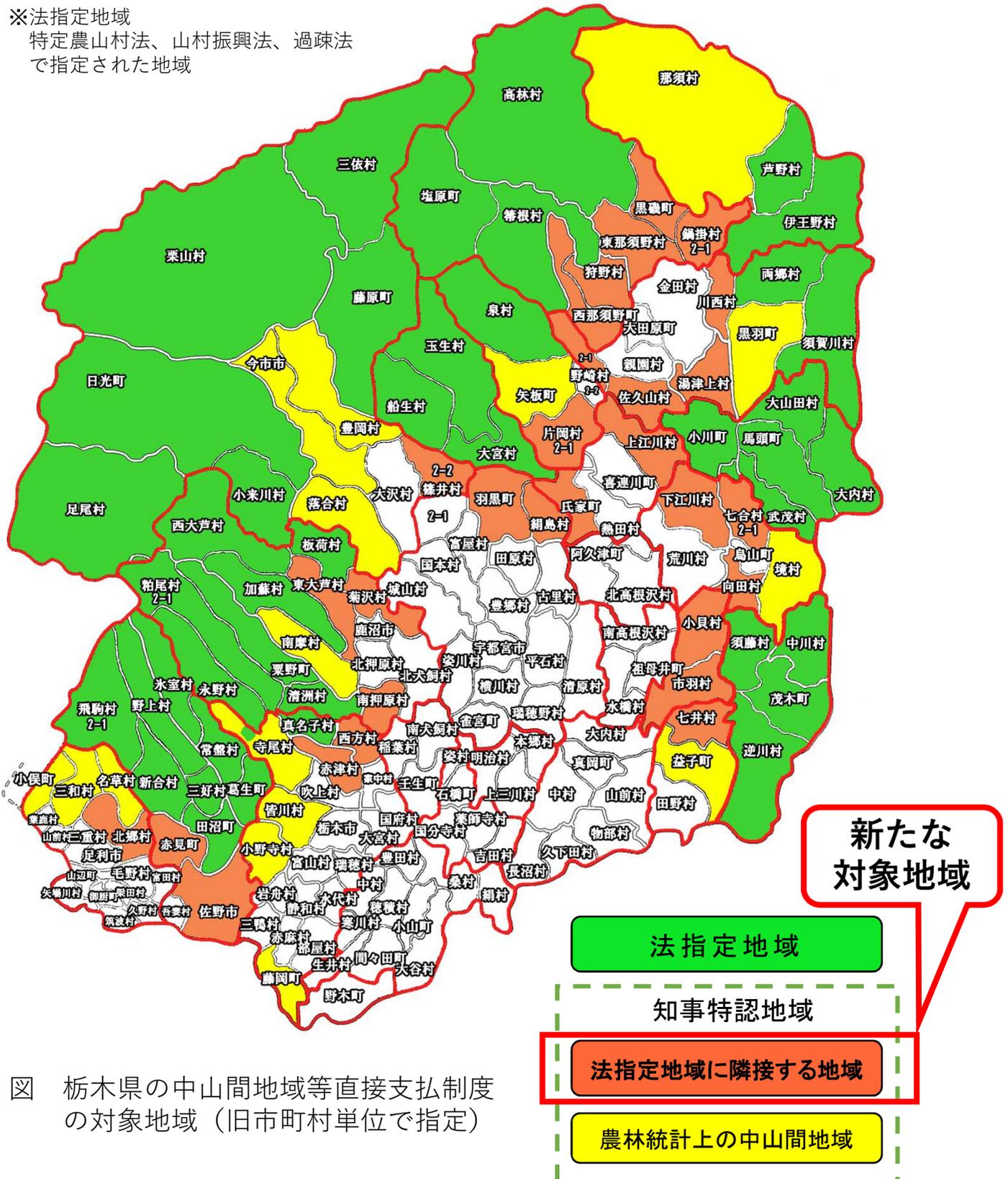


図 栃木県の中山間地域等直接支払制度の対象地域（旧市町村単位で指定）

参考 制度の対象となる農用地

	法指定地域 (中山間3法指定地域 (特定農山村法、山村振興法、 過疎法) 及び指定定棚田地域 (棚田地域振興法))	知事特認地域 (①中山間3法指定地域に隣接 する旧市町村 ②農林統計上の中山間地域)
農地要件	○事業要領に定められている基準から市町が設定します (1)急傾斜地 (2)緩傾斜地 (3)小区画・不整形な田(未整備農地)等	○県が指定する以下の基準 (1)急傾斜農用地 (2)急傾斜農用地と連坦している緩傾斜農用地
面積合算の考え方	点在する複数の団地の合計が1ha以上	急傾斜農用地と連坦する緩傾斜農用地の合計が1ha以上 ※緩傾斜農用地のみでは対象となりません
事業の対象農用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>市町が定める「促進計画(農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画)」の区域内に存する農振農用地区域内の「一団の農用地」</li> <li>「一団の農用地」とは、集落協定に基づく農用地保全に向けた取組活動が行われる団地の合計が1ha以上のもの。</li> </ul>	

図 緩傾斜と急傾斜(水田)の定義

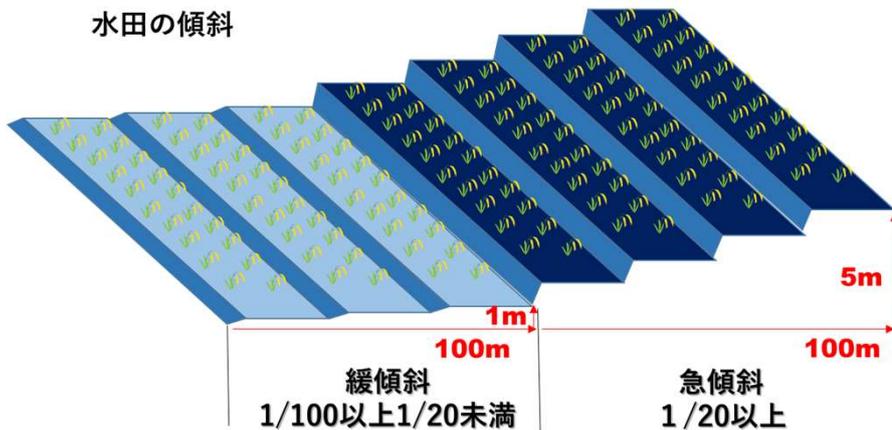


図 知事特認地域の団地設定要件

